

東金市地域公共交通会議設置要綱 新旧対照表

改正後	改正前
東金市地域公共交通会議設置要綱 (目的) 第1条 東金市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づく地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）に基づく生活交通確保維持改善計画（以下「確保維持改善計画」という。）の策定に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うために設置する。 (事務所) 第2条 交通会議は、事務所を千葉県東金市東岩崎1番地1 東金市役所庁舎内に置く。 (業務) 第3条 交通会議は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。 (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項についての協議	東金市地域公共交通会議設置要綱 (目的) 第1条 東金市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づく地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）に基づく生活交通確保維持改善計画（以下「確保維持改善計画」という。）の策定に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うために設置する。 (事務所) 第2条 交通会議は、事務所を千葉県東金市東岩崎1番地1 東金市役所庁舎内に置く。 (業務) 第3条 交通会議は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。 (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項についての協議

(2) 交通計画及び確保維持改善計画の策定及び変更の協議に関する こと。 (3) 交通計画及び確保維持改善計画の実施に係る連絡調整に関する こと。 (4) 交通計画及び確保維持改善計画に位置付けられた事業の実施に 関すること。 (5) 市の総合的な交通施策に関する事項についての協議 (6) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関す る事項についての協議 (7) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の目的を達成するために 必要なことについての協議 (組織) 第4条 交通会議の委員は、次の各号に掲げる者により構成し、市長 が委嘱し、又は任命する。 (1) 県職員及び市長又はその指名する職員 (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表 (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表 (4) 市民及び利用者の代表 (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する 団体の代表 (6) 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者 (7) 東金警察署長又はその指名する者 (8) その他交通会議の運営上必要と認める者 2 自家用有償旅客運送に係る協議を行う場合は、前項の委員に加え て、市において現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活 動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者を交通 会議の委員とする。	(2) 交通計画及び確保維持改善計画の策定及び変更の協議に関する こと。 (3) 交通計画及び確保維持改善計画の実施に係る連絡調整に関する こと。 (4) 交通計画及び確保維持改善計画に位置付けられた事業の実施に 関すること。 (5) 市の総合的な交通施策に関する事項についての協議 (6) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関す る事項についての協議 (7) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の目的を達成するために 必要なことについての協議 (組織) 第4条 交通会議の委員は、次の各号に掲げる者により構成し、市長 が委嘱し、又は任命する。 (1) 県職員及び市長又はその指名する職員 (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表 (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表 (4) 市民及び利用者の代表 (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する 団体の代表 (6) 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者 (7) 東金警察署長又はその指名する者 (8) その他交通会議の運営上必要と認める者 2 自家用有償旅客運送に係る協議を行う場合は、前項の委員に加え て、市において現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活 動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者を交通 会議の委員とする。
--	--

(任期) 第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。 2 前条の委員のうち、行政機関の職員及び団体の役員が交通会議の委員となっている場合の当該委員の任期については、その職にある期間とする。 3 前項以外の委員については、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長) 第6条 交通会議に会長及び副会長を置く。 2 会長及び副会長は、第4条に規定する委員の互選により定める。 3 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。 (会議) 第7条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めるときに招集する。 2 会長は、会議の議長となり、議事を総理する。 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。 4 委員は、会長が認める場合に限り、会議への出席及び議決権の行使を、当該委員と同等の資格を有する者に委任することができる。 5 交通会議の議決は出席委員の多数決をもって決する。なお、採決の結果可否同数の場合は、議長の決するところによる。 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (関係者の出席等) 第8条 会長は、交通会議の会議において必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を	(任期) 第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。 2 前条の委員のうち、行政機関の職員及び団体の役員が交通会議の委員となっている場合の当該委員の任期については、その職にある期間とする。 3 前項以外の委員については、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長) 第6条 交通会議に会長及び副会長を置く。 2 会長及び副会長は、第4条に規定する委員の互選により定める。 3 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。 (会議) 第7条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めるときに招集する。 2 会長は、会議の議長となり、議事を総理する。 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。 4 委員は、会長が認める場合に限り、会議への出席及び議決権の行使を、当該委員と同等の資格を有する者に委任することができる。 5 交通会議の議決は出席委員の多数決をもって決する。なお、採決の結果可否同数の場合は、議長の決するところによる。 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (関係者の出席等) 第8条 会長は、交通会議の会議において必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を
---	---

求めることができる。 (協議結果の取扱い) 第9条 交通会議において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。 (幹事会) 第10条 交通会議に提案する事項について、協議又は調整を行うため、必要に応じ交通会議に幹事会を置くことができる。 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。 (分科会) 第11条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ交通会議に分科会を置くことができる。 2 運賃等に関する協議を行う際は、あらかじめ協議会の承認を受けて法第9条第4項に規定する者をもって分科会を組織する。 3 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。 (事務局) 第12条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。 2 事務局は、東金市企画政策部地域振興課に置く。 3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (経費の負担) 第13条 交通会議の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。 (監査) 第14条 交通会議に監査委員を2人置く。 2 交通会議の監査委員は、委員の中から会長が任命する。 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。	求めることができる。 (協議結果の取扱い) 第9条 交通会議において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。 (幹事会) 第10条 交通会議に提案する事項について、協議又は調整を行うため、必要に応じ交通会議に幹事会を置くことができる。 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。 (分科会) 第11条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ交通会議に分科会を置くことができる。 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。 (事務局) 第12条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。 2 事務局は、東金市企画政策部地域振興課に置く。 3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (経費の負担) 第13条 交通会議の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。 (監査) 第14条 交通会議に監査委員を2人置く。 2 交通会議の監査委員は、委員の中から会長が任命する。 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。
---	---

(財務に関する事項) 第15条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (報酬) 第16条 交通会議等に出席した委員等に対しては、予算の範囲内で報酬を支給することができる。 (費用弁償) 第17条 委員等が交通会議等に出席し、又は交通会議の職務のため旅行したときは、予算の範囲内で費用弁償として旅費を支給することができる。 2 前項の規定により支給する旅費の額は、会長が認めるものの実費額とする。 (交通会議が解散した場合の措置) 第18条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。 (補則) 第19条 この要綱に定めるもののほか、交通会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。 附 則 (施行期日) 1 この要綱は、平成20年1月15日から施行する。 (東金市市内循環バス検討委員会設置要綱の廃止) 2 東金市市内循環バス検討委員会設置要綱は廃止する。 附 則 この要綱は、平成20年2月1日から施行する。 附 則 この要綱は、平成23年5月9日から施行する。	(財務に関する事項) 第15条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (報酬) 第16条 交通会議等に出席した委員等に対しては、予算の範囲内で報酬を支給することができる。 (費用弁償) 第17条 委員等が交通会議等に出席し、又は交通会議の職務のため旅行したときは、予算の範囲内で費用弁償として旅費を支給することができる。 2 前項の規定により支給する旅費の額は、会長が認めるものの実費額とする。 (交通会議が解散した場合の措置) 第18条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。 (補則) 第19条 この要綱に定めるもののほか、交通会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。 附 則 (施行期日) 1 この要綱は、平成20年1月15日から施行する。 (東金市市内循環バス検討委員会設置要綱の廃止) 2 東金市市内循環バス検討委員会設置要綱は廃止する。 附 則 この要綱は、平成20年2月1日から施行する。 附 則 この要綱は、平成23年5月9日から施行する。
---	---

附 則

この要綱は、平成27年11月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年 月 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。